

令和元年台風19号により
被害を受けられた皆さまへ
【第2報】

令和元年10月28日

このたびの令和元年台風19号により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当共済組合の短期給付事業における災害にかかる取扱いについてお知らせします。

1 保険医療機関等への受診について

今回の豪雨により組合員証又は組合員被扶養者証を紛失あるいはご自宅に残したまま避難された場合であっても、医療機関等の窓口で、

- ・氏名
- ・生年月日
- ・連絡先（電話番号等）
- ・組合員の勤務先名

を申し出ることにより、組合員証又は組合員被扶養者証が無くても医療機関等の受診ができます。

また、今回の豪雨に係る災害救助法の適用市町村にお住いの組合員等の皆様が、被災により以下のいずれかの状態となった場合は、医療機関等での一部負担金などの窓口負担の支払が猶予されます。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- ③主たる生計維持者の行方が不明である
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

手続の詳細につきましては、こちら [「医療機関等への受診に関する手続等につきまして」](#) をご覧ください。

2 災害に係る給付について

組合員等の皆様が非常災害で住居や家財に損害を受けたときは「災害見舞金」が給付されます。

詳細につきましては、こちら [「災害にあったとき」](#) をご覧ください。